

ねたきり在宅高齢者等 介助者慰労助成事業

1 対象となる方

以下の条件を満たす被介助者を、在宅で日常介助しているご家族

- ・ 墨田区民で、介護認定が要介護3以上の方
- ・ 在宅の方 被介護者が施設に入所中・入院中の場合は対象外となります。

2 内容

申請に基づき「はり・灸・マッサージ券」を2枚お渡しします。券1枚で4,000円相当のはり、灸、マッサージ、按摩、指圧のいずれかの施術が受けられます。

事前に施術者一覧に記載されている施術者へ予約のお電話をし、施術時に「はり・灸・マッサージ券」を施術者にお渡しください。施術所によっては、ご自宅への訪問施術も可能ですが、施術者の交通費をご負担いただく場合がありますので、事前の予約時にご確認下さい。

券を受けた年度の3月31日までご利用可能です。忘れずに2枚ご利用ください。

3 申込みの方法

区役所または高齢者支援総合センターに申請書を提出してください。

区から対象となる被介助者の方のお宅へ「はり・灸・マッサージ券」を郵送します。



4 更新

すでに申請をいただき、4月1日時点で要件を満たしている方は、申請書のご提出は不要です。翌年度「はり・灸・マッサージ券」を一斉送付させていただきます。



《問い合わせ先》 墨田区高齢者福祉課支援係(4階)
電話 03 - 5608 - 6168

ねたきり在宅高齢者等介助者慰労助成事業 申請手続き・利用の流れ

1 対象となる方に当てはまるかご確認ください

対象となる方：下記の ～ に**すべて**当てはまる方

被介助者の住所が墨田区である。

被介助者が在宅である（入院中・介護保険施設等に入所中の場合は対象外です）。

被介助者の介護認定が要介護 3 以上である。

介助者が日常介助している家族である。

2 対象となる方は申請書をご提出ください

3 決定通知書、はり・灸・マッサージ券、施術者一覧が届きます

4 施術の予約をしてください

施術者一覧を見てご自身で予約をしてください。

ご自宅への訪問施術の場合、施術者の交通費をご負担いただく場合がございますので、予約時にご確認ください。

5 施術を受けます

はり・灸・マッサージ券を施術者にお渡しください。

ご自宅への訪問施術の場合、施術者の交通費をお支払いください。

チケットは **2 枚**ございますので、どうぞ期限内にご利用ください。

不要になった場合は、区役所高齢者福祉課にご連絡ください。

